附　則

この告示は、令和七年十一月二十七日から施行する。ただし、第五項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表
